

# 漢代地方の文書通伝と郵書記録

—— 漢簡の形態と機能 ——

藤 田 勝 久

## はじめに

中国古代文明の成立（秦漢帝国）は、伝統中国の基礎であるが、その制度や漢字文化・情報技術のあり方は東アジアの古代日本にも影響を及ぼしている。しかし東アジアの出土資料研究では、共通の視点をもつ必要性が認められながら、①中国と日本では年代と地域に大きな開きがあること、②中国の簡牘・帛書の時代と、韓国・日本古代の紙・木併用の時代では、出土資料の形態と内容が違うこと、③各分野の関心によって主題が異なるなどの制約が指摘されている。とくに中国と日本の各分野では、それぞれの関心によって主題が異なり、その成果も精緻で蓄積が多いため、全体的な展望がみえにくくなっている。たとえば中国の歴史学では、西北シルクロードの漢簡と、古墓から出土した律令による法制史と文書行政が主流であり、思想史や出土文献学の分野では、長江流域の古墓から出土した書籍を中心としている。これらは日本古代の木簡とは接点が少なく、むしろ紙の文書や典籍にあたるものである。また中国では、紙と木簡を併用する時代の状況が問題となっている。このように様々な要因によって、リアルタイムの東アジア交流史を描くことには困難がある。

そこで愛媛大学の「古代東アジアの出土資料と情報伝達」をテーマとする研究プロジェクト（平成十七年度～二十二年度）では、中国古代の出土資料の機能と情報伝達のあり方を原型とし、それを古代日本の文字資料と比較しながら、古代国家と社会の実態を明らかにすることを試みた<sup>②</sup>。ここでは出土資料の機能を重視し、共通の視点として「情報伝達」（発信と受容）というキーワードを設定した。その問題は、大きく三つに区分した。すなわち（１）後世では紙に変化する文書の伝達と、書籍の普及、（２）文書の伝達にもなう情報処理、簡牘や木簡の機能、（３）交通と社会における情報伝達のあり方である。このうちとくに重視したのは、これまでに研究が少ない（２）（３）の実態である。そして中国出土資料にみえる情報伝達を原型として、その原理が三国時代より以降の隋唐時代と、韓国、日本古代の情報伝達のあり方に影響したという仮説を想定した。中国古代史の分野では、戦国、秦漢時代の簡牘にみえる機能を通じて、国家と社会システムの実態を考察することが課題である。

その一部として、私は『中国古代国家と社会システム―長江流域出土資料の研究』（二〇〇九年）や、いくつかの論文を公表し、二〇〇八年と二〇〇九年には甘肅省文物考古研究所、台湾の中央研究院歴史語言研究所で漢簡を実見して、新たな知見を得ることができた<sup>③</sup>。しかしこれらは初歩的な考察であり、まだ多くの問題が残されている。本稿では、これらの成果をふまえ、まず日本の中国簡牘研究の状況を整理し、つぎに漢代地方の文書通伝と郵書記録を考察してみたい。

## 一 中国簡牘の文書、簿籍と記録

中国出土資料の発見と研究には、いくつかの段階がある。それは駢字騫・段書安編著『二十世紀出土簡帛概述』

(文物出版社、二〇〇六年)、胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』(湖北教育出版社、二〇〇四年)、朱淵清『再現的文明…中国出土文献与伝統学術』(華東師範大学出版社、二〇〇一年)、朱淵清著、高木智見訳『中国出土文献の世界』(創文社、二〇〇六年)、浅野裕一・湯淺邦弘編『諸子百家(再発見)―掘り起こされる古代中国思想』(岩波書店、二〇〇四年)などによって、長江流域と西北辺境の出土資料の概略がわかる。<sup>①</sup>

その段階は、一に、二十世紀の初めから一九四九年の新中国の成立までは、伝世の石刻・青銅器、殷墟の甲骨のほか、敦煌漢簡と居延漢簡の発見を画期として簡牘の研究が始まった。二に、新中国の成立から一九六〇年代には、侯馬盟書や戦国楚簡の発見があったが、楚簡では副葬品のリストにあたる遺策をのぞいて、その理解や研究は十分に進んでいない。七〇年代には、銀雀山竹簡、居延新簡、馬王堆帛書、睡虎地秦簡など著名な発見があり、数量も大きく増加した。しかし報告書や写真版、釈文の刊行が遅れたものもあり、研究の進展には相違がみられる。三に、一九八〇年代～九〇年代には新たな発見と研究の進展がみられる。八〇年代には、江陵張家山漢簡、天水放馬灘秦墓簡牘などの資料が出土し、包山楚簡の発見は、楚文字・楚簡の研究を進展させた。戦国時代の思想文献では、九三年の郭店楚墓竹簡と、九四年に購入された上海博物館所蔵の戦国楚簡が注目されている。また九〇年代には、敦煌懸泉置の漢簡や、長江流域の秦簡や漢簡の出土がある。四に、二十世紀末～二十一世紀にかけては、一九九六年に湖南省長沙市の井戸から三国呉簡が発見されて以降、数量と内容ともに出土資料が急増した。この二十世紀の総括と三国呉簡の研究は、二〇〇一年に開催されたシンポジウムの長沙市文物考古研究所編『長沙三国呉簡暨百年来簡帛發現与研究国際學術研討會論文集』(中華書局、二〇〇五年)で概略を知ることができる。そして二十一世紀は、長江流域の出土資料と西北の漢簡などをふくめ、総合的で本格的な研究が進む時代といえよう。そのため中国では、簡牘文字学、簡帛学、出土文献学などの名称によって、新しい学問分野を形成しようとする動きがある。<sup>②</sup>

このような中国簡牘は、すでに王国維「簡牘檢畧考」(一九一四年、王国維原著、胡平生・馬月華校注『簡牘檢畧考校注』上海古籍出版社、二〇〇四年)で名称や形態に関する考証をしているが、日本で紹介された最初の契機となるのは、大庭脩『木簡』(学生社、一九七九年)と、同「中国簡牘研究の現状」(『木簡研究』創刊号、一九七九年)である。これは日本の研究者に対して中国簡牘を総括しているが、同時に出土状況や内容区分に関する出発点であったとおもう。その後、大庭脩氏は『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)、同『木簡学入門』(講談社学術文庫、一九八四年)などを通じて、さらに簡牘を詳しく説明されている。また大庭脩編著『木簡』【古代からのメッセージ】(大修館書店、一九九八年)は、日中の比較を試みたものである。

大庭脩氏は、西北フィールドの木簡と、長江流域に多い墓中の木簡を区分されている。そしてフィールド出土の木簡は、行政文書と簿籍が多く、基本的に廃棄されたものという。墓中の木簡は、意識的に埋められた遺策や書籍、占いなどで、両者の性格の違いを指摘された。また古墓の資料は、睡虎地秦簡や張家山漢簡などをのぞいて、あまり歴史研究の史料にならないとされた。簡牘の形では、牘、冊書、觚、検、封泥、楮、符、削り屑などを説明され、冊書を復元する方法や、「冥土への旅券」と名づけた告地策と漢代の通行証を比較している。

永田英正氏は『居延漢簡の研究』(同朋舎出版、一九八九年)、同「簡牘の古文書学」(『近江歴史・考古論集』滋賀大学教育学部歴史学研究室、一九九六年)などで、大庭脩氏とは少し視点を変えて中国簡牘学を総括している。ここではフィールドの木簡と、古墓の資料の区分と位置づけは、ほぼ同じである。しかし大庭脩氏が文書と冊書の復元を中心とされたのに対して、それでは残りの多くの木簡が使用できなくなるという。そこで森鹿三氏が簿籍の復元をさ  
れ、M・ローウェ氏が冊書の総合的復元を試みた方法を継承して、さらに「簡牘の古文書学」を提唱されている。<sup>67)</sup>こ  
れは簿籍を集成したあとで、それぞれの簿籍は送り状を付けることによって、宛名がある文書(もんじょ)になるこ

とを指摘した。これによって漢簡の断簡は、漢代の文書行政のなかで位置づけられることになる。また永田氏は、居延漢簡は軍政系統の辺境防衛施設の資料であるが、文書行政の方法は、内郡の民政系統でも同じであり、その基礎は最末端機関の県と、県レベルの候官であると推測された。

一方、この時期には中国思想史などの分野で、古墓の書籍を中心とする考察がおこなわれたが、歴史学のほうではあまり注目されず、共通する問題の接点は少なかった。

以上のように、中国古代史研究では、西北フィールドの木簡と、墓中の木簡という区分のなかで、とくに敦煌・居延漢簡と古墓の睡虎地秦簡、張家山漢簡を中心とした法制史と文書行政が主流となっている。ここでは官文書制度（様式と分類、内容）と歴史研究で大きな成果をあげてきた。これに対して古文字や中国思想史では、古墓の書籍などが研究の中心であった。これも多くの成果がある。しかし日本で紹介された内容は、多くが中国簡牘を使った歴史学と思想史の研究であり、簡牘そのものの機能を分析した研究は少なかった。これが中国簡牘と日本古代木簡とは性格が異なるという印象を与えることになった一因であろう。つまり漢代では紙が書写材料として普及しておらず、すべてが竹簡・木簡などに書かれているため、日本古代のように紙と併用時代の木簡と共通する要素が少ないとみなされたようである。たしかに古墓の書籍は、竹簡・帛書に記されているが、将来は紙の書籍となる性質を持っている。また文書本体の様式と、冊書や簿籍の復元は、日本古代では紙文書の研究にあたるものである。このような文書と簿籍、簡牘・帛書の書籍は、日本古代の木簡との接点は少ない。

ただし日本古代木簡と共通する中国簡牘の形態では、すでに注目すべき視点がみえている。その一つは、角谷常子「秦漢時代の簡牘研究」〔『東洋史研究』五五―一、一九九六年〕である。ここでは大庭脩氏などの研究を継承して、簡牘の形態と書法に注目し、文書の作成から発信に至る手続きや、受信とその処理の過程を明らかにしようとした。<sup>(8)</sup>

もう一つは、榎山明「刻齒簡牘初探―漢簡形態論のために」(『木簡研究』一七、一九九五年)である。ここでは刻齒をもつ簡牘の形態から、紙と併用される時代の割符との共通点を指摘した。しかしこれらの共通点を、さらに日本古代木簡と対比させ、その特徴を体系的に明らかにするまでは進まなかった。

結局、日本の中国古代史研究では、宛名がある冊書の文書と簿籍、単独簡、付札(単独簡の検、楮など)、通行証などに注目しており、中国簡牘・帛書の紹介が、直接的に日本古代の木簡研究とリンクすることは少なかつたといえよう。

このような状況で、木簡学会編『日本古代木簡集成』総説(東京大学出版会、二〇〇三年)では、以下のような三分区で木簡研究を整理している(項目の順序は、入れかえている)。

#### I 文書木簡

1 様式別文書木簡(詔・勅旨、奏、啓、解、移、符、国符、郡符、牒、宣、召文、進上状、返抄、請、その他の文書)

2 記録関係木簡(記録、日記、伝票、宿直、門の警備・食料支給、出挙)

3 内容・用途別木簡(考課、錢、告地札、人名札、画指、禁制・制止、文書軸、文書函、封緘、神祇・仏教、經典出納記録、物忌札・蘇民将来札、呪符)

#### II 荷札木簡(国別荷札木簡)

III その他の木簡(和歌・漢詩、鳴・左・安・上・下、坪付・サイコロ・将棋の駒、付札、習書、音義木簡・万葉仮名、その他)

そして今後の課題として、機能を重視した分類や、中国・朝鮮半島の木簡との比較検討、国語学との共同研究の必

要性をあげている。近年では、中国簡牘との比較よりも、むしろ韓国の木簡との関連性が注目されている<sup>9)</sup>。しかし中国簡牘と日本古代木簡との比較は、別の視点からみれば、その両者の接点が見えてくるとおもおう。その一つは、簡牘の機能と、社会における情報伝達を考察する視点である。これをもう少し説明してみよう。

拙著『中国古代国家と社会システム』の序章と終章では、図1のように、県レベルの地方官府と周辺社会をモデルとして、簡牘・帛書の機能を想定している<sup>10)</sup>。

まず長江流域の井戸や古墓から出土した簡牘・帛書や、西北辺境の遺跡から出土した漢簡を、出土状況の相違ではなく、地方官府とその周辺の資料群として理解しようとした。これらは基本的に地方で出土した簡牘であり、日本古代のように宮都と周辺遺跡の木簡が約九割を占める状況とは異なっている。しかし簡牘の形態や用途に注目して、実務的な機能を考えるとき、そこに日本木簡と比較する接点が見いだせるとおもおう。ここでは(1)受信や発信した公文書は、中央や上級官府と関連する資料であるが、遺跡に現物が残る可能性は低い。また官府の周辺社会では、古墓に副葬された書籍などの資料がある。これらは紙の文書と書籍にあたる。一方、地方官府では、行政文書にもとづく業務を執行するために、(2)文書を伝達して処理し、また実務をおこなう必要がある。これにともなう文字資料を、I情報処理の控え、実務記録とみなしている。このほか文書や物品の付属品として、II付札があり、文字や技術を習得するために、IIIその他の資料(マニュアル、削衣など)がある。図2は、日本古代の紙文書と木簡を比べながら、中国簡牘を分類したものである。この区分では、つぎのような対比が見いだせる。

これまで古墓の書籍は、思想史や古文献の成立に関する資料であるが、秦律や漢律をのぞいて、あまり歴史に関係しないとみなされていた。しかし『史記』の素材と編集をみると、出土資料の紀年や系譜、説話と戦国故事などの記事資料は、類似の資料が組み込まれている<sup>11)</sup>。ただし太史令であった司馬遷は、祭祀・儀礼を司る太常の官府に関する

系統の書籍を多く利用し、丞相や御史大夫、廷尉、大司農に関する文書や記録が少ないという特徴がある。この丞相や御史大夫、廷尉、大司農に関する資料は、公文書にあたる行政文書や法制、財政の資料である。これに対して後漢時代に班固が編纂した『漢書』では、紀年や系譜、記事資料のほかに、行政文書や法制、財政の資料がふくまれている。したがって長江流域の古墓の書籍や、西北シルクロードの漢簡にみえる行政文書は、中央の資料に通じるものであり、それが一つの区分となつて歴史書の資料と共通している。この意味で、(1) 古墓の書籍と遺跡から出土する行政文書は、『史記』『漢書』など歴史書の素材に関連する資料であり、三国時代より以降には紙に書写される資料である。<sup>12)</sup>これが一つのグループとなる。

つぎに公文書を発信・受信した控えや、冊書の副本、簿籍などは、文書行政のなかで理解され、それにとまう記録も、古文書の一部とする考えがあった。しかし宛名をもつ文書のほかに、(2) I文書の抄本、副本、情報処理の控えとなる記録や、実務の記録は、それ自体は送付する文書(もんじよ)の原本ではない。それは一種のデータベースにあたる記録である。これを一つの区分とすれば、日本古代のI文書木簡に対応する内容をもっている。またIIの付札は、日本古代のII荷札木簡に通じる要素があり、IIIその他の簡牘が、日本古代のIIIその他の木簡に対応することは、すでに指摘されている通りである。したがって(2)の木簡と木牘が、もともと日本古代木簡に対応する部分となる。また後世でいえば、紙と木簡との書き分けに関係している。

ただし図2では、さらに交通に関する資料として、(3) 通行証となる伝(伝信)、符や、古墓に副葬された冥土への擬制文書である告地策(あるいは告地書)、面会に差し出す名謁、書信などを別の項目としている。その理由は、李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』(文物出版社、二〇〇九年)では、通行証である伝を「書類」として、詔書などの文書と同じ分類としているが、その性格は異なるからである。文書行政では、公文書を施設ごとに順次通伝する伝達



と、到達した官府で開封する伝達方法がある。しかし伝や符は、官府で発給され、文書の用語や書式はよく似ているが、これは旅行で往来する人々が自ら携帯する証明書であり、文書通伝や開封する文書とは性格が違っている。また人々の往来にともなう情報の伝達は、もう一つの社会的な役割をもっている。これも日本古代の過所木簡などと関連している。

以上のような区分から、これまで歴史学と思想史の研究で中心であった(1) 文書と書籍は、日本古代では紙の文書と典籍に対応しているといえよう。これに対して、日本古代木簡に対応するのは、(2) I 情報処理の控え、実務記録や、II 付札、III その他の簡牘、それと交通に関する簡牘である。したがって中国の簡牘全体、すなわち簡牘・帛書の資料を対象とするならば、それは日本古代の紙(文書学、典籍)と木簡学をあわせた「資料学」にあたることになる。この意味で、中国簡牘と日本古代木簡の比較では、(2) 情報処理の控え、実務記録や、(3) 交通に関する簡牘の分析が重要である。また両者の対比からみれば、中国簡牘の一部が紙に変化したあとも、(2) I、II、IIIと、交通に関する簡牘では、木簡にあたる機能を残している可能性がある。つまり紙と木簡の併用の時代に、新たな簡牘の機能が追加されたとしても、その多くは漢代の機能を継承していると想定するのである<sup>(13)</sup>。

しかし簡牘の機能が重要なのは、日本古代木簡との対比だけではない。それは歴史史料では知ることができない地域社会の実態を明らかにする手がかりとなるからである。たとえば、(1) 公文書の本体と書籍は、中央と関連する資料であり、『史記』『漢書』など歴史書の素材と関連することをみてきた。つまりこれらの文書や書籍の情報は、歴史書と類似する内容である。しかし日本古代木簡に対応する(2) 情報処理の控え、実務記録、(3) 交通に関する簡牘は、文献では知ることができない地方官府の運営を具体的に示している。また文献史料よりも、地方統治システムの実態や、風土と習俗が異なる地域社会の交流を、もっとも良く反映している。そこで中国地域社会の研究を進展

させ、中国簡牘と日本古代木簡を対比させるためには、とくに(2)の簡牘の機能と、(3)情報伝達の実態が注目されるのである。しかしこのような想定は、さらに具体的な事例の検証が必要である。ここでは居延漢簡と懸泉漢簡によって、漢代地方の文書通伝と郵書記録について考えてみよう。

## 二 文書通伝と郵書記録の見解

漢簡にみえる文書伝達の方法は、大きく二つに分けることができる。1は、公文書を開封することなく、各施設に通伝する方法である。いわば今日の郵便の機能であり、このとき郵書の記録を作成する。2は、郡や県の官府に伝達された公文書を、さらに下部の部署や施設に伝達する方法である。ここでは受け取った文書の記録を作成し、そのあと開封して文書の処理、返信、報告をすることになる。図3は、この伝達ルートを敦煌郡と效穀県、懸泉置を例として示したものである。懸泉置は、敦煌郡の效穀県に所属しており、郵駅にあたる文書通伝と宿泊に関する施設である<sup>14</sup>。これによれば長安から発信した文書は、1に懸泉置を通過して敦煌郡に通伝される。2の方法では、一度は懸泉置を通過して西の敦煌郡に行き、再び東に戻って效穀県に伝達され、懸泉置に到達する。反対に懸泉置から效穀県、敦煌郡に発信された文書は、同じように懸泉置を通過して長安に行くことになる。また2の場合は、①冊書の文書によるほかに、②觚の形態で表面に文章がみえる檄を伝達する方法や、③扁書として掲示される形態がある<sup>15</sup>。ここでは文書伝達のモデルを基礎としながら、漢簡にみえる地方官府の文書伝達と情報処理を考えてみたい。

まず宛名と差出人を記した文書の通伝について、これまでの見解を整理しておこう。永田英正『居延漢簡の研究』第I部第一章「居延漢簡の集成一」(同朋舎出版、一九八九年)では、甲渠候官の簿籍をつぎのように分類している。<sup>16</sup>

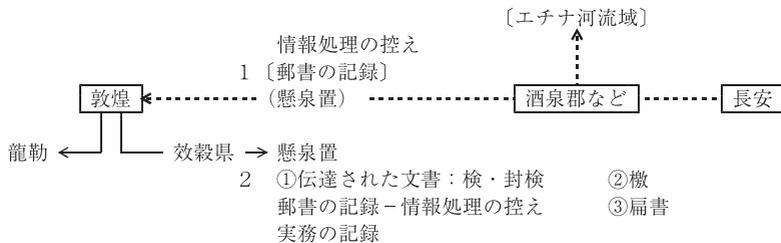


図3：敦煌郡と懸泉置の伝達ルート

郵書通送の記録簿（表紙）

- 1 □□部新始建國地皇上戊三年二月 郵書課 110.19
- 2 建昭五年三月臨木燧郵書課 145.34
- 3 甲渠候官河平二年三月郵書□□ 227.14
- 郵書通送の記録簿（本文） 南書、北書
- 4 北書五封 夫人 一封肩水倉長印詣都尉府 一封昭武長印詣居延  
一封鱒得丞印詣居延 一封氏池長印詣居延  
一封居延左尉印詣居延
- 5 北書三封合檄板檄各一 其三封板檄張掖大守章詣府  
合檄牛駿印詣張掖大守府牛掾在所

三月庚戌日出七分吞遠卒 □  
五分付不侵卒受王 317.1

九月庚午下舖七分臨木卒副受卅井卒弘鷄鳴時當曲  
卒昌付收降卒福界中九十五里定行八時三分疾行一  
時二分 157.14

郵書通送の記録簿（本文）については、①北の居延都尉府から肩水都尉府、張掖太守府への南書と、②南の張掖太守府、肩水都尉府から居延都尉府に送られる北書の郵送コースに区分している。その様式は、最上段に封書の数、中段に各封書の印章名と宛

先、下段に逋送の月日、時刻、逋送者名を記している。そして4の形式を各中継点での記録とし、5の形式は、所要時間を記しており、中継点を総合した区間の記録とする。

このほか第一部第三章「簿籍簡牘の諸様式の分析」では、文書の逋伝に関連して、簿籍逋送文書簡をあげている。

6 □西臨木燧長忠敢言之謹移郵書 □ 127.29

これによれば永田氏は、郵書逋送の記録簿（本文）に、「郵書課」のような表紙を付けて簿籍となり、さらに簿籍逋送文書簡にみえる報告書になるとみなしているようである。その送付を示すのが「謹移郵書……」の文である。同「簡牘の古文書学」（一九九六年）では、全体的な簿籍作成の手順について、つぎのように述べている。まず燧・部・候官（県レベルの軍事系統施設）が作成する簿籍のなかに、郵便の逋送の記録簿をあげている。そして部や燧では、生の記録を全て候官に提出するが、候官では作成した全ての簿籍を都尉府に送るのではなく、この記録を整理集計した上で都尉府に報告したと推測している。そのとき候官に留めておくのは、たとえば文書の発信や受信の記録簿の控えをあげている。また漢代では、複数様式の簿籍による相互チェックや、点検をするという文書行政の一端を指摘された。

これに対して李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』（文物出版社、二〇〇九年）は、郵書の記録を、郵書刺（過書刺）と郵書課に分類している。<sup>15</sup>

郵書刺（過書刺）は、郵書を逋伝する記録である。これは先にみた4の形式である。上欄には、逋伝の方向と封書の数を記す。その方向は、エチナ河流域では南書・北書であり、酒泉や敦煌の疏勒河流域では西書・東書である。中欄は、一般に郵書の種類（書や詔書、檄など）と件数、発信者、受信者を記す。下欄は、主に逋送の伝達ルート、受け渡しの間、その担当者を記している。ここでは以下の資料をふくむ二八例をあげている。

7 南書二封皆都尉章・詣張掖大守府・甲校 六月戊申夜大半三分執胡卒常受不侵卒樂

A8:49.22 + 185.3

己酉平旦一分付誠北卒良

8 都尉章詣張掖大守府 二月辛丑夜半時誠北卒胸受吞遠卒壽

令印詣詣張掖大守府 雞前鳴七分付臨木卒常

EPT52:52

9 北書二封 其一封詣居延驕千人 五月戊寅下舖推木隊卒勝有受三十井誠

一封章破詣 趙卿治所 勢隊卒樊隆己卯蚤食五分當曲隊

卒蔡崇付居延收降亭卒尹

EPT59:156

郵書刺（過書刺）という名称は、部、燧の単位による以下の木簡があり、郵書や過書の記録を簿籍にしたと推測される。

10・吞遠部建昭五年二月過書刺 (A8:135.14)・誠北建昭五年二月過書刺 (A8:136.18)

建昭元年三月過書刺 (A8:317.3)・臨木隧建始二年二月郵書刺 (EPT51:391)

・吞遠部建昭五年三月過書刺 (EPT52:72)・不侵部建昭元年八月過書刺 (EPT52:166)

郵書課の形式は、郵書刺と同じであるが、文末に多くは里程と所要時間、あわせて調査の評語を記す点が違っている。これは先の5の形式であり、以下の資料をふくむ二四例がある。

11 詣張掖大守府 正月戊午食時當曲卒湯受居延收降卒褒下舖

臨木卒護付誠勢北燧卒則當曲 勢北

時中程

56.37

12 詣囊它候官 正月戊申食時當曲卒王受收降卒敵日入

56.37

臨木卒僕付卅井卒得界中八十里定行五時不

及行三時

EPT51:357

郵書課の名称と、その送付は以下の例をあげている。

13 臨木部建武八年閏月郵書課

EPT20:2

14 元延四年九月戊寅朔戊寅不侵候〔長〕……謹移八月郵書課一編敢言之

EPT40:147A

□□命第七吏即日下鋪時起

EPT40:147B

15 建始二年十二月甲寅朔甲寅臨木候長憲敢言之謹移郵書課一編敢言之

EPT51:264

これによると李均明氏は、郵書の記録を二つに分けながら、基本的には永田氏と同じように、「記録の本文」――「郵書刺（過書刺）、郵書課の簿籍」――「簿籍を送付する上申文書」という手順を想定していることになろう。

これにつづいて藤田高夫「漢代西北辺境の文書伝達」(『古代東アジアの情報伝達』二〇〇八年)の考察がある。<sup>(19)</sup>ここでは上記資料のほか、以下のパターンをあげている。

16 南書一封居延都尉章 詣張掖大守府 十一月甲子夜大半當曲卒昌受收降卒輔辛丑蚤食一分臨木

卒□付卅井卒弘界中八十里定行……程二時二分 317.27

17 官去府七十里書一日一夜當行百六十里書積二日少半日乃到解何書到各推辟界中

必得事案到如律令言會月廿六日會月廿四日 EPS472:8A (甲渠第四燧)

藤田氏は、甲渠候官では所轄の「河南道上塞」を通過する文書傳送を、各部からの報告をもとに厳密に管理したとつづいて、157.14簡(5)と317.27簡(16)をチェックの事例としている。この二つの木簡には、卅井―臨木、當曲―収降の四つの燧名がある。この二回の文書付受の時刻が記されているのは、文書が甲渠候官の管轄に入ってから出てい

くまでの所要時間が問題であったという。そこで通送記録には、①受け渡しの時刻と当事者を記したものと、②それに加えて通送距離（界中）・規定時間（当行）・実際の所要時間（定行）を記した上で規定に合致したかどうかを確認する文言を含むものの二種類があるが、両者ともに文書通送の現場である部で作成され、それぞれ候官に送られたと推定する。ただし部作成のこれらの記録は、各部の管轄内における伝達記録であり、甲渠候官の管轄地域全体をとおしての記録およびチェックは、甲渠候官でなければできないと述べている。

このように候官は、下部にある部で作成された記録にもとづき、文書通伝のチェックをするとみなされているが、提出された「郵書課」によって郵書失期を問責する事例は、鶴飼昌男「居延漢簡にみえる文書の通伝について」（『史泉』六〇、一九八四年）の考察がある。<sup>(20)</sup> こうして従来の研究は、公文書を通伝する各施設で郵書の記録（郵書刺、過書刺）を作成し、それを簿籍として上級官府に送るという点では、おおむね一致している。そして「郵書課」にみえる配達時間の記載によって、文書通伝の査定をしていることがわかる。これらは文書行政の一環として、郵書の記録を位置づけている。しかし問題となるのは、文書通伝の実務が、駅騎や人によって行われており、郵書の記録はそれを確認する資料ということである。つまり郵書記録は、「行書律」などの法令規定によって文書通伝の実務に対する資料であり、それを報告、査定する場合に、別に文書を作成して文書行政のシステムを利用している。<sup>(21)</sup> したがって文書通伝の運営では、文書行政の文書と、実務に関する記録を分けて考えるべきとおもう。これまでみてきた郵書記録には、つぎのような区別がある。

受け渡しの記録…「A受B、付C」「A受B、C付D」

記録のチェック…「A受B、C付D」

冊書の簿籍…「過書刺」「郵書刺」「郵書課」の標題

このような視点からみれば、郵書の受け渡し記録は実務の資料であり、現物を保存したものである。簿籍は、それを集めて冊書に整理した段階では、まだ記録の資料である。それに送り状を付けて文書とした段階で、はじめて宛名がある文書となる。文書通伝のチェックをする郵書記録は、複数の記録を集めて可能となる。したがって同じ木簡に書写しているが、ここには(1)送付する文書のほかに、(2)実務の記録、簿籍という二つの機能がある。この送付する文書では、もし発信する側で控えを作成すれば、それも(2)情報処理の控え(抄本、副本)となる。

(1) 送付する文書(冊書の本体)

(2) 実務の記録(単独簡)、簿籍(冊書)、情報処理の控え(抄本、副本)

このとき実務の記録は、後世でいえば木簡の機能を温存している。しかし送付する文書は、後世では紙に変わるものである。また簿籍の記録簡と、送付文書の情報処理の控えは、木簡からしだいに紙写本に移行する機能をもっている。このように文書通伝をめぐる情報伝達をみると、居延漢簡には、木簡の機能をもつ(2)実務の記録と、木簡から紙に変わる簿籍と情報処理の控え、(1)紙文書にあたる送付する文書が想定できる。そして遺跡に残る大部分の簡牘は、実務の記録、簿籍と、情報処理の控えである。送付する文書は、発信されて別の官府に行くことから、出土地に原本が残されている可能性は少ない。従来の文書行政の研究では、この送付する文書(冊書の本体)の様式と伝達ルートや、そこからみえる法制史を主要なテーマとしていた。しかし日本古代木簡と比較するのであれば、実務の記録、簿籍と、情報処理の控えに留意して、簡牘の機能を明らかにすることがより有効であろう。これに関連して、部や燧では実務の郵書記録をすべて上級の候官に提出して、記録や控えを保存していないという点も、出土資料の増加をまって検討する必要がある。

## 三 漢代地方の文書通伝と郵書記録

このような状況で、懸泉漢簡の郵書記録が追加されるようになった。<sup>(22)</sup> 畑野吉則「敦煌懸泉漢簡の郵書記録簡」(『資料学の方法を探る』一〇、二〇一一年)は、これまで公表された郵書記録の一〇〇余点を集成して、その特徴を整理している。<sup>(23)</sup> 以下の例は、郵書刺、過書刺にあたるものである。また全体は、上・中・下段と七項目に分類できる。

上…伝達方向	中…文書の内容				下…時刻、受け渡し
1 出／入、2 西／東	3 書／檄	4 章／印	5 詣某	6 年月日、時	7 受／付

18 出東書四封敦煌大守章

一詣勸農掾 一詣冥安

一詣廣至 一詣淵泉

一詣勸農史

一詣淵泉府記四鮑彭印

一詣冥安

一詣宜禾都尉

一詣廣至

合檄一鮑彭印詣東道平水史杜卿

(上中段)

元始五年四月丁未、日失中時、縣泉置佐忠受廣至廩

佐車成輔

・即時遣車成輔持東

(下段)

II T0114②:294

19 入西板檄二冥安丞印

一詣樂掾治所

一詣府

(上中段)

元始四年四月戊午縣泉置佐憲受魚離置佐陌卿

即時遣即

行

(下段)

II T0214①:125

懸泉置は、文書通伝の大きな中継地であり、<sup>(24)</sup> ここで扱う文書は書と檄が多く、記とその他が一部にある。書の分類には、書、上書、軍書、緯書、蒲(封)書、詔書がある。檄類には、檄、板檄、合檄、楊檄、合板檄、尺檄がある。

記の分類は、記、楊記、府記、置記がある。その他には、函・篋や囊をふくむ。懸泉漢簡の時刻は、多くが郵書記録の受け渡しにみえている。懸泉漢簡では三十二の時称があり、ほとんどの時称が郵書記録にみえることから、二十四時間を通じて通伝が行われていたことがわかる。このような特徴は、懸泉置と駅騎、亭によって、速度や重要度、内容の違いを反映しているとおもわれる。ただし郵書刺、過書刺などの標題や、郵書課にあたる記録は、これまで公表されていない。

これに関して注目されるのは、刻みをもつ郵書の記録である。張経久・張俊民「敦煌漢代懸泉置遺址出土的『騎置』簡」(『敦煌學輯刊』二〇〇八年二期)では、A正面の上・中・下段の表記のほかに、側面の刻みに書かれた文字をBとして表記し、それを「左齒半字」「右齒半字」と説明している。<sup>(25)</sup>

- |                   |                          |   |                 |
|-------------------|--------------------------|---|-----------------|
| 20 入上書一封車師已校伊循司臣強 | 九月辛亥日下鋪時臨泉譯漢受平望馬登        | A |                 |
| 日下鋪時              | (左齒半字)                   | B | V T1 310③:67AB  |
| 21 入東書一封敦煌大守上     | 陽朔二年七月壬午夜食時臨泉驛騎薛福受平望驛騎石衆 | A |                 |
| 壬午夜食時             | (右齒半字)                   | B | V T1 222②:3AB   |
| 22 入東書第四篋         | 十月壬戌日未中臨泉卒軒受母窮卒材         | A |                 |
| 日未中時              | (右齒半字)                   | B | V T1 310④:31AB  |
| 23 入東書第二篋         | 十月壬午日未入臨泉卒軒受母窮卒時         | A |                 |
| 日未入               | (右齒半字)                   | B | V T1 311③:33AB  |
| 24 出西書第一篋檄一       | 二月丁巳定昏時臨泉卒軒付母窮卒當         | A |                 |
| 定昏時               | (右齒半字)                   | B | V T1 210③:100AB |

- 25 入東軍書一封 阜繪緯完平望候上  
王路四門 始建國二年九月戊子日蚤食時萬年亭驛騎張同受臨泉亭長陽 A  
戊子日蚤食時(左齒半字) B II T0115①:59AB
- 26 東第一封囊一驛馬行 西介封書張史印十二月廿七日甲子晝漏上水十五刻起……佐高佐  
永初元年十二月廿七日夜參下舖分盡時縣泉驛佐吾就付萬年驛 A  
十二月廿七日夜參下舖分盡時 (左齒半字) B DXF13C②:10AB
- 27 入東軍書一封玉門都尉上 建平三年四月己未夜食時遮要殿吏並受甘井驛蘇利  
夜食時 (右齒半字) B II T0214②:239AB
- 28 入東軍書一封玉門都尉上 建平三年四月癸卯定昏時遮要驛吏並受甘井驛音  
定昏時 (右齒半字) B II T0214②:266AB
- 29 入東軍一封使者解君上 建平三年閏月己癸雞中鳴時遮要驛吏並受甘井驛吏音  
中鳴時 (右齒半字) B II T0214②:267AB
- 30 出北書一封大守章詣都尉府 七月壬申夜食時甘井卒充付鄆門卒安  
夜食 (左齒半字) B V T1210③:9AB
- 31 出北檄一大守章詣都尉府 七月己巳平旦時甘井卒充受鄆門卒忠  
平旦 (右齒半字) B V T1210③:10AB
- 32 出西書四封函一 十月乙巳日蚤食臨泉卒軒付毋窮卒材  
乙巳日蚤食時(右齒半字) B V T1210③:84AB

33 出西書第四篋 七月癸亥日蚤時臨泉卒軒付母□□

日蚤食 (左齒半字)

A  
B  
VT1210③:85AB

「左齒半字」「右齒半字」とは、側面の刻齒の中に文字が書かれており、多くの文字は半字になっている。その文字は、すべて正面の時間と一致しており、①時称だけ、②日、時、③月、日、時を記す形式がある。このような刻齒をする原因は、文書を通伝する過程で、通伝の時間を修正することを防ぐために、双方の担当者が受け渡しの手続きをしたあと、側面の刻みの中に相互の受け渡しの時間を記し、それを割符とすることによって、以後の検査に備えることと説明している。このような懸泉置の郵書記録は、つぎのような形式である。

(一) 受け渡し記録：「A受B、即時……即行」「A受B」「A付B」

居延漢簡では、「A受B、付C」「A受B、C付D」のように複数の受け渡しを記す形式があったが、懸泉漢簡では、すべて一箇所の受け渡しとなっている。ここに刻齒がある。郵書の内容は、上書、軍書が多く、篋・函・囊に入れた文書がある。送付する手段は、駅騎によるものが多い。これは刻齒をもつ郵書が、重要で急ぐ文書が多い傾向を示している。<sup>(26)</sup>このとき興味深いのは、本来、懸泉置の管轄で保存するものではない郵書記録が残されている点である。たとえばHT0114②:294(18)で「懸泉置佐(受)——広至廩佐」とあるのは、西にある效穀縣懸泉置の官吏が、東隣の広至県の人物から受け取った例である。またDXF13C①:10(26)で「懸泉駅佐(付)——万年駅」とあるのは、広至県に所属する万年駅に渡した例である。しかしHT0115①:99(25)に「万年亭駅騎(受)——臨泉亭長」とあるのは、広至県の万年亭駅騎が、懸泉置の管轄にある臨泉亭から受け取った記録である。これは本来なら、広至県の万年亭駅騎が保存する資料である。しかし郵書記録が割符であることによって、受け渡しの双方が記録を持っており、その一つが懸泉置に残されたことになる。これによって郵書の記録は、つぎのように理解することができる。

これまで叔山明「刻齒簡牘初探」(一九九五年)は、刻みをもつ簡牘に注目して、(一)符、刻券、(二)出入錢穀衣物簡、(三)契約文書簡という形式分類をこえた性格を明らかにしている。<sup>(27)</sup>しかしここでは居延漢簡にはみえなかった、(四)郵書の遞伝時間を記す記録の存在が注目される。これによって刻齒簡は、文書と物品の受け渡しや、相互の確認をする際に、広く用いられることが明らかになった。これに関して張俊民氏は、つぎの資料をあげている。

遮要以東寫傳至臨泉☑

A

九月戊午、郵書令史弦告遮要以東亭長、問者郵書皆不中程、諸☑

券相付受日時甚毋狀。自今以來使界上置函刺外常完函☑

B

VT1310③:135AB

ここでは県の郵書令史が、遮要より以東の亭長に告げて、最近では郵書の記録が規定の時間を満たしていないことを述べている。このとき互いに付受する郵書記録を「券」と記している。これは先にみた刻齒簡のように、受け渡しの記録を指すのであろう。また後文は欠けており意味が完結していないが、今後の対策として界上に「函」を設けようとしている。これをみれば郵書を受け渡しする記録は、券と呼ばれ、冊書ではなくそのまま保存された可能性がある。また文書通伝と郵書の記録についても、刻齒簡の形態とあわせて、つぎのような機能が理解できる。

まず一に、郵書記録は、居延漢簡と懸泉漢簡をあわせてつぎのような区分となる。

1 一箇所の受け渡し記録…「A受B」「A付B」「A受B、即時…即行」「A受B、付C」「以来、…行」

「以来、…付」

2 複数箇所の受け渡し記録…「A受B、付C」「A受B、C付D」

つまり郵書の記録には、懸泉漢簡のように一箇所の受け渡ししの記録があり、ここに双方が持つ刻齒簡(割符)の形

態と、刻歯のない木簡がある。これは実物の記録であり、日本古代木簡に通じる機能をもっている。この郵書記録の実物が、效穀県に所属する懸泉置で出土していることは、県以下の組織でも記録を保存していたことを示している。また複数箇所の記録は、「A受B、付C」の場合は担当部署は同じである。しかし「A受B、C付D」の場合は、複数の受け渡しを管轄する組織で記録したものである。これは候官の下部にある部で、郵書の記録を留めており、それを合わせた形式となっている。ただしこれを集めて箱などに入れ、そこに楯を付ける状況か、それとも冊書にするのかは不明である。

これについては、紐をかけて冊書にする時に空白を意識しているかどうか、一つの基準となる。居延漢簡には「上」下」と記した木簡がある。<sup>(28)</sup>これは紐をかける前に、木簡を三分する紐の位置を想定して、空白とするために使用したとおもわれる。しかし空白を意識せず連続して文章を書いていけば、それは実物の記録か、あとで文字の上に紐をかけて冊書とする形態、あるいは冊書ではない可能性が高い。この基準によれば、甲渠候官の郵書記録には冊書の形式が多いが、以下のような形式もある。

34 校臨木郵書一封 十一月己未夜半當曲卒同受收降卒嚴下舖臨木卒祿付誠勢北燧卒則  
張掖居延都尉

203.2

35 入北第二橐一封 居延丞印廿六日寓中……

EPT49:27

弛刑唐陽行

36 入北第一橐書一封 居延丞印十二月廿六日日食一分受武彊驛卒馮斗即

EPT49:28

弛刑張東行

37 正月廿五日參舖時 受萬年驛卒徐訟合二封武彊驛佐枡倍

EPT49:45A

## 手書大將軍檄

EPT49:45B

このうち34は、甲渠候官に所属する当曲と臨木の受け渡しの例である。一見すると冊書ではないようであるが、「下舖」「臨木」の間にわずかな空白があり、編綴を意識している可能性がある。36と37は武彊駅に関する記録であり、空白はみられない。したがって甲渠候官では、一方で郵書の冊書を保有すると同時に、甲渠候官に関する郵書記録の実物が存在したことになる。

またA 27査科爾帖(烽台)では、128.2、130.8、552.3+552.4のように、冊書の空白を意識しない郵書記録がある。<sup>(4)</sup>

38入南書五封 三封都尉印一詣府一詣□□大守府六月九日責成屬行謹□在尉所詣□壽掾革

一合渠甲塞尉印詣會水塞尉六月十一日起一□史候史印詣官六月十八日起

十六年六月十七日平旦時囊他燧長萬世受破胡弛刑孫明

552.3+552.4

ただし烽台でも、冊書を意識した郵書記録がある。たとえばA 22布肯托尼の163.19簡は、冊書の空白を意識している。これは「定行」に対する郵書通伝の時間を整理しているが、烽台一箇所の受け渡しを記したものではない。

39南書一封居延都尉章 詣張掖大守府 九月辛巳日入誠努北燧卒□□甲渠臨木燧卒有人自

□月卅井南界燧卒□付廣地北界燧卒明北界□□

誠努北燧卅八里定行三時・五分□□三十

163.19

懸泉漢簡では、郵書刺にあたる木簡の写真が少ないが、HT0114②:294(13)の形式は冊書ではなく、連続して書写する形態である。これによれば甲渠候官では、冊書と郵書記録(実物)の形態があり、冊書の資料が多い。部と燧の例は少ないが、郵書記録のほうが多い傾向がある。これに対して懸泉置では実物の郵書記録が多く、冊書の形態は公表されていない。したがって県レベルの候官では、下部組織の郵書記録を冊書の形態で保存しており、同時に自ら

が管轄する範囲の郵書記録を持っている。また部・燧や懸泉置のような下部組織でも、郵書記録を保存していたと予想される。

二に、永田英正氏や李均明氏が示すように、居延漢簡の郵書記録は、部や燧を単位として「過書刺」「郵書刺」の標題をもつ簿籍となっている。また候官へ送付された文書では、部の候長から「郵書課」を送付している。しかし郵書課といわれる資料は、管轄範囲を示した「A受B、C付D」の形式であり、単独の部では作成することが困難である。それは藤田高夫氏が指摘するように、候官に所属する複数の部を記した時間差となっている。したがって複数の受け渡し時刻の差を記す木簡が、部から送られてきた郵書課と同じ名称であるかは、なお検討の余地がある。ただし部や燧では、候官に簿籍を送付するときに、送付の文書を控えていたとすれば、県の下部組織にも記録が残ることになる。また「郵書課」は、居延新簡では先端に穴をあけた幅の広い楯があり、一年の「郵書駅馬課」という標題がある。これは冊書につける楯より幅が広く、複数の「郵書課」を箱などに入れて保管していた可能性<sup>(30)</sup>がある。

40 始建國天鳳二年正月」盡十二月郵書驛馬課

EPP25:12A

• 郵書驛馬課

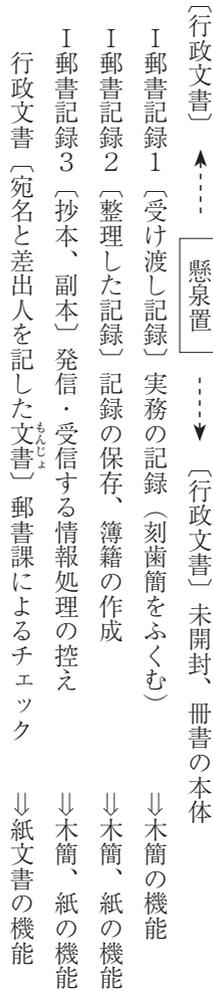
EPP25:12B

三に、このような郵書記録をもとに、通伝時間について検査がおこなわれている。その部署の一つは候官であり、これは文書行政の範囲である。なお甲渠候官では、「郵書課掾」の命令を下した不侵部の候長からの回答があり、「過書刺」によって調査した結果を記している。これは「過書刺」や「郵書課」にもとづく調査と報告である。

41 建昭四年四月辛巳朔庚戌、不侵候長齊敢言之。官移府所移郵書課舉曰、各推辟部中牒別言、會月廿七日。• 謹推辟案過書刺、正月乙亥人定七分不侵卒武受萬年卒蓋、夜大半三分付當曲卒山、雞鳴五分付居延收降亭卒世。

EPT52:83

以上のように、県に所属する懸泉置や、県レベルの候官に所属する部と燧では、郵書記録の実物と、郵書の簿籍を作成し、さらに上級官府に送付する文書には控えを保存した可能性がある。これに対して甲渠候官では、管轄の部署から提出された郵書の簿籍を保存するとともに、管轄範囲の郵書記録がある。そして候官では、複数の「郵書課」を保管し、必要に応じて郵書失期のチェックなどをしたことになる。ここに居延漢簡と懸泉漢簡にみえる機能は、文書行政の一部となる公文書だけではなく、情報処理の控えと、実物の記録が存在することがわかる。このような郵書記録と行政文書の関係は、つぎのように整理できる。



## おわりに

これまで日本の中国簡牘研究は、歴史学では法制史と文書行政が主なテーマであり、思想史では古墓の典籍を中心としていた。また歴史学では、秦律や漢律をのぞいて、古墓の書籍にあまり注目していないが、中国簡牘は『史記』のような歴史書の素材と関連することから、古墓の資料や書籍も歴史の資料であることを指摘した。しかしこれらの行政文書や書籍は、後世の紙文書や典籍にあたる機能をもっており、日本古代木簡との接点が少ないものであった。

そこで注目されるのは、日本古代の文書木簡と関連する中国簡牘の機能である。

秦漢時代の地方官府（県レベル）をモデルとして、そこに関係する簡牘は、大きく二つに分かれる。（１）は、行政文書（冊書の本体）や書籍（竹簡・帛書）のように、後世に紙に変わる簡牘である。（２）は、基本的に木簡の機能をもつ簡牘である。（２）の簡牘は、さらに日本古代木簡と対比させて、Ⅰ情報処理の控え、実務の記録、Ⅱ付札、Ⅲその他に分類できる。また（３）交通に関する簡牘も、人々が携帯する文字資料である。このように中国の簡牘は、紙と木簡を併用すると同じように、二つの要素がみえており、その用途を使い分けている。したがって（１）の内容が紙に書写されるように変化するとしても、（２）（３）の簡牘の用途は、あまり変化せずに継承されている可能性がある。ここでは文書伝達と情報処理にみえる簡牘のうち、とくに行政文書を通伝する郵書記録と、簿籍の記録、報告文書の処理と控えについて考察した。

その結果、中国簡牘の機能には、つぎのような特徴がある。これまでの簡牘研究では、実務の記録を簿籍の一部とみなし、簿籍（冊書）と送付する文書（冊書の本体）を、文書行政のなかで理解しようとしてきた。これによって居延漢簡の少数の行政文書だけではなく、簿籍をふくむ大量の簡牘が位置づけられた意義は大きい。しかしこのような「古文書学」の方面を強調すると、日本古代木簡にみえる機能との接点が少なくなる。その理由は、行政文書であれ、簿籍を送る上申文書であれ、それらは共に後世の紙文書の形態にあたるからである。遺跡から多く出土するのは、実務の記録と、実務記録の保存、簿籍（冊書）の記録、発信・受信する情報処理の控えであり、これらは日本古代の文書木簡に関連する機能をもっている。つまり中国古代では、将来は紙で処理される文書と簿籍の「古文書学」の要素と同時に、木簡の記録にあたる簡牘が並存して、文書行政と実務の運営を実施しているのである。したがって東アジアの出土資料を共通して理解するためには、宛名をもつ文書（もんじょ）ではなく、むしろ保存する実務の記録と、

情報処理の控えとなる簡牘が注目されよう。それと同時に、情報処理と記録の簡牘は、文献史料にはみえない地方官府の運営と、地域社会の実態を知る資料でもある。これが情報伝達の視点からみえてくる簡牘の機能に関する特徴である。それは同じような書式と内容をもつようにみえながら、実務の記録や、情報処理の控え、送付される冊書の文書というように、さまざまな形態の簡牘に書写されて、地方の実務を運営していることになる。その簡牘の形態と機能について、その運用面を明らかにすることが、漢代地方社会の実態を理解し、簡牘の特質を比較することに結びつくと考えている。

こうした文書通伝と同じように、懸泉置が受信、発信した文書についても、公文書の本体や、情報処理の控え、実務の記録を作成する手順を分析し、簡牘の機能を考察することができる。<sup>(2)</sup> また冊書の文書だけではなく、檄による情報伝達や、扁書の形態による掲示などは、その機能を詳しく分析する必要がある。このような文書伝達と情報処理の事例によって、漢代地方官府の運営と情報技術を明らかにし、さらに韓国や日本古代の木簡と比較する視点が得られるのではないかと考えている。

## 注

(1) 日中の問題については、池田温「中国における簡牘研究の位相」(『木簡研究』三、一九八二年)、木簡学会編『日本古代木簡集成』総説(東京大学出版会、二〇〇三年)、榎山明「中国簡牘研究の現状」(『木簡研究』二七、二〇〇五年)などに指摘がある。

(2) 研究プロジェクトの成果は、『資料学の方法を探る』五―一〇(愛媛大学、二〇〇六年―二〇一一年)の各論文や、藤田勝久・松

原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』（汲古書院、二〇〇八年）、同編『東アジア出土資料と情報伝達』（汲古書院、二〇一一年）などがある。

- (3) 拙著『中国古代国家と社会システムー長江流域出土資料の研究』（汲古書院、二〇〇九年）、拙稿「中国古代の文書伝達と情報処理」（前掲『東アジア出土資料と情報伝達』）、同「中国簡牘にみえる文書伝達と交通―東アジア資料学の基礎として」（『資料学の方法を探る』一〇、二〇一一年）など。拙稿「中国古代の簡牘と記録―日本古代木簡との比較」（『資料学の方法を探る』八、二〇〇九年）、同「中国古代の竹簡和記録簡―古代木簡研究的一个視角」（権仁瀚、金慶浩、李承律編『東亜資料学的可能性探索』广西師範大学出版社、二〇一〇年）では、里耶秦簡にみえる文書伝達と情報処理をする木牘（日本古代の文書木簡）や、褐（付札）、検・封検などの木簡・木牘の例を示した。漢簡の調査は、拙稿「漢代西北の交通と懸泉置」（『資料学の方法を探る』八、二〇〇九年）、同「居延漢簡の調査と考察ノート」（『資料学の方法を探る』九、二〇一〇年）、同「漢代簡牘的文書処理与『発』」（『漢帝國的制度與社会秩序』国際学術会議提出論文、香港中文大学、二〇一〇年）で紹介している。

- (4) このほか日本では、大庭脩『木片に残った文字―大庭脩遺稿集』（桐原出版、二〇〇七年）、富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代』（岩波書店、二〇〇三年）同、『文書行政の漢帝国―木簡・竹簡の時代』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）など多くの研究と紹介がある。考古発掘では、中国科学院考古研究所編『新中国の考古収獲』（文物出版社、一九六二年）、文物編集委員会編『中国考古工作三十年一九四九―一九七九』（文物出版社、一九七九年。関野雄監訳『中国考古学三十年』平凡社、一九八一年）、中国科学院考古研究所編『新中国の考古発現和研究』（文物出版社、一九八四年。関野雄監訳『新中国の考古学』平凡社、一九八八年）、文物編集委員会編『文物考古工作十年一九七九―一九八九』（文物出版社、一九九〇年）、文物出版社編輯部編『新中国考古五十年』（文物出版社、一九九九年）などがある。

- (5) 陳文豪「簡帛学理論建構省思拳隅」（『中国出土資料研究』一四、二〇一〇年）など。

- (6) また大庭脩『大英図書館蔵 敦煌漢簡』概説（同朋舎出版、一九九〇年）、同『漢簡研究』（同朋舎出版、一九九二年）があり、一九九二年には居延新簡の一部が公表された時期に、関西大学で簡牘を発掘された研究者を集めて国際シンポジウムを開催し、一九九四年には懸泉漢簡などの実物を、いち早く日本で展示している。関西大学東西学術研究所・大庭脩編輯『漢簡研究国際シンポ

- ジウム'92報告書・漢簡研究の現状と展望」(関西大学出版部、一九九三年)、『シルクロードのまもり―その埋もれた記録』(大阪府立近つ飛鳥博物館、一九九四年)。
- (7) 森鹿三『東洋学研究 居延漢簡篇』(同朋舎、一九七五年)、邁克爾・魯惟一 (Michael Loewe)『漢代行政記録』(一九六七年、広西師範大学出版社、二〇〇七年)。
- (8) 大庭脩『漢簡研究』第六章「文書簡の署名と副署名論」(同朋舎出版、一九九二年)。
- (9) 前掲『中国古代木簡集成』総説、朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』(雄山閣、二〇〇七年)など。また平川南『古代地方木簡の研究』(吉川弘文館、二〇〇三年)、平川南・沖森卓也・榮原永遠男・山中章編『文字と古代日本』全五巻、(吉川弘文館、二〇〇四―二〇〇六年)がある。
- (10) 拙著前掲『中国古代国家と社会システム』序章「中国出土資料と古代社会」、終章「中国古代の社会と情報伝達」。
- (11) 拙著『史記戦国史料の研究』(東京大学出版会、一九九七年)、同『史記』戦国史料研究』(上海古籍出版社、二〇〇八年)、同『史記戦国列伝の研究』(汲古書院、二〇一一年)、拙稿『史記』の成立と史学』(愛媛大学法文学部論集』人文学科編三〇、二〇一一年)。
- (12) 木簡から紙への変化は多くの研究がふれており、文書学では石上英一『日本古代史料学』(東京大学出版会、一九九七年)、加藤友康『古代文書にみえる情報伝達』(前掲『古代東アジアの情報伝達』)などがある。
- (13) 紙と併用時代の木簡については、池田前掲『中国における簡牘研究の位相』や、富谷至「3世紀から4世紀にかけての書写材料の変遷」(富谷至編『流沙出土の文字資料』京都大学学術出版会、二〇〇一年)などがある。また簡牘のほか、中国の器物銘文は日本古代の墨書土器などに関連し、東アジアでは石刻の用途が共通している。
- (14) 懸泉置の遺跡は、甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址発掘簡報」(『文物』二〇〇〇年五期)、柴生芳、藤井律之訳「敦煌漢晋懸泉遺址」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)、宮宅潔「懸泉置とその周辺―敦煌く安西間の歴史地理」(『シルクロード学研究』二二、二〇〇五年)、拙稿前掲『漢代西北の交通と懸泉置』などに紹介がある。
- (15) 大庭脩「檄書の復原」(前掲『漢簡研究』)、角谷常子「簡牘の形状における意味」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、

二〇〇三年)、富谷前掲『文書行政の漢帝国』第I編第三章「檄書放」、馬怡「扁書試探」(武漢大学簡帛研究中心主編『簡帛』第一輯、上海古籍出版社、二〇〇六年)など。

(16) 永田英正『居延漢簡の研究』(同朋舎出版、一九八九年)。郵書の通伝については、陳夢家「漢簡考述」第二篇「郵程表与候官所在」(『漢簡綴述』中華書局、一九八〇年)がある。居延漢簡の積文は、謝桂華・李均明・朱国焯「居延漢簡積文合校」上下(文物出版社、一九八七年)、甘肅省文物考古研究所、甘肅省博物館、中国文物研究所、中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡』甲渠候官、上下(中華書局、一九九四年)による。

(17) 永田英正「簡牘の古文書学」(『近江歴史・考古論集』滋賀大学教育学部歴史学研究室、一九九六年)。

(18) 李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』録課類(文物出版社、二〇〇九年)。

(19) 藤田高夫「漢代西北辺境の文書伝達」(前掲『古代東アジアの情報伝達』)。

(20) 鶴飼昌男「居延漢簡にみえる文書の通伝について」(『史泉』六〇、一九八四年)。

(21) 文書伝達の規定は、睡虎地秦簡『秦律十八種』の「行書律」や、張家山漢簡『二年律令』の「行書律」にみえる。

(22) 懸泉漢簡の積文は、甘肅省文物考古研究所「敦煌懸泉漢簡内容概述」(『文物』二〇〇〇年五期)、胡平生・張徳芳編撰『敦煌懸泉漢簡積料』(上海古籍出版社、二〇〇一年)が基本であるが、前掲『シルクロードのまもり』、郝樹聲・張徳芳『懸泉漢簡研究』(甘肅文化出版社、二〇〇九年)や張俊民氏などの論文に引用された資料がある。懸泉置と文書伝達については、エノ・ギール「『郵』制放」(『東洋史研究』六三一二、二〇〇四年)、鷹取祐司「秦漢時代の文書伝送方式―以郵行・以県次伝・以亭行」(『立命館文学』六一九、二〇一〇年)などの考察がある。

(23) 畑野吉則「敦煌懸泉漢簡の郵書記録簡」(『資料学の方法を探る』一〇、二〇一一年)。

(24) エノ・ギール前掲「『郵』制放」。

(25) 張経久・張俊民「敦煌漢代懸泉置遺址出土的『騎置』簡」(『敦煌学輯刊』二〇〇八年二期)。

(26) 『史記』卷二二「酷吏列伝」では、武帝期に王温舒が河内郡の太守となったとき、私馬五〇匹を駅に備え、裁判に関する上書を長安まで早く送って裁可を得たエピソードがある。

令郡具私馬五十匹、為驛自河內至長安、部吏如居廣平時方略、捕郡中豪猾、郡中豪猾相連坐千餘家。上書請、大者至族、小者乃死、家盡沒入償贖。奏行不過二三日、得可事。論報、至流血十餘里。河內皆怪其奏、以為神速。

(27) 榎山明「刻齒簡牘初探」(『木簡研究』一七、一九九五年)。割符となる券書には、胡平生「木簡出入取予券書制度考」(『胡平生簡牘文物論集』蘭台出版社、二〇〇〇年)がある。

(28) 「上下」の用法には、邢義田「漢代簡牘的堆積・重量和使用―以中研院史語所藏居延漢簡為例」(『地不愛宝・漢代的簡牘』中華書局、二〇一一年)、拙稿前掲「居延漢簡の調査と考察ノート」がある。

(29) 写真は、労働編『居延漢簡』図版之部(一九五七、中央研究院歷史語言研究所、一九七七年再版)、中国社会科学院考古研究所『居延漢簡甲乙編』上編(中華書局、一九八一年)にみえる。また歴史語言研究所の実見では、1282の側面下部に「三」「二七」の半字がみえるが、割符であるかは確認できない。1308では、側面上部に粗い切り目の欠けた部分があるが、刻齒かは不明である。

入南書二封 居延都尉九年十二月廿七日起詣府封完

永元十年正月五日蚤食時狐受孫昌

128.2

入南書二封 皆居延都尉章九月十日癸亥起一詣敦煌一詣張掖府

郵行永元元年九月十四日夜半椽受路伯

130.8

(30) 拙著『中国古代国家と社会システム』第七章「里耶秦簡の記録と実務資料」。

(31) 拙稿前掲「居延漢簡の調査と考察ノート」、同「漢代簡牘的文書処理と発」。

### 〔付記〕

本稿は、二〇一一年五月に韓国忠北大学校で開催された国際學術研討会「出土簡帛与古代中国」の報告をもとにしたものである。林炳徳、金慶浩先生をはじめ、参加された中国と韓国、日本の研究者と大学院生から、啓発と教示を得たことを感謝したい。また六月には、中央研究院歴史語言研究所の邢義田先生のお世話で、居延漢簡の郵書記録を確認させていただいた。